

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第110号 令和7年12月宇治市議会定例会の招集
.....（財政課）…2
- 告示第119号 市道路線の認定.....（建設総務課）…2
- 告示第120号 市道路線の区域の決定.....（建設総務課）…2
- 告示第121号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…2
- 告示第122号 市道路線の廃止.....（建設総務課）…2

公 営 企 業

- 公告第28号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定.....2
- 公告第29号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定.....2

告 示

宇治市告示第110号

令和7年12月宇治市議会定例会の招集について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和7年12月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和7年11月25日

宇治市長 松村 淳子

- 1 期 日 令和7年12月2日
2 場 所 宇治市議場

（揭示済）

宇治市告示第119号

市道路線の認定について
道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年12月5日から14日間

令和7年12月5日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地
五ヶ庄263号線	五ヶ庄北ノ庄1番地の20 五ヶ庄北ノ庄1番地の44	

宇治市告示第120号

市道路線の区域の決定について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年12月5日から14日間

令和7年12月5日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	幅員 （m）	延長 （m）	備考
五ヶ庄263号線	五ヶ庄北ノ庄1番地の20 五ヶ庄北ノ庄1番地の44	6.0	168.2	

宇治市告示第121号

市道路線の供用の開始について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年12月5日から14日間

令和7年12月5日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
五ヶ庄263号線	五ヶ庄北ノ庄1番地の20 五ヶ庄北ノ庄1番地の44	令和7年12月5日

宇治市告示第122号

市道路線の廃止について
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年12月5日から14日間

令和7年12月5日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地	備考
五ヶ庄121号線	五ヶ庄日皆田60番地の1 五ヶ庄日皆田59番地		全部廃止
伊勢田町129号線	伊勢田町ウトロ51番地先 伊勢田町ウトロ51番地の30		全部廃止
宇治24号線	宇治山田68番地の2 宇治山田68番地の1		全部廃止

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第28号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和7年11月12日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。
令和7年12月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第547号 東陽設備株式会社

宇治市上下水道事業公告第29号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和7年11月12日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。
令和7年12月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第545号 T M京都ホームサービス